

まちづくりのルールを一緒に考えませんか

地方分権により、市町村が自らの責任で判断しなければならない事柄が増えてきました。こうした身近なまちづくりへの住民参加を保障する基本的な自治のしくみとして各地で検討・制定されているのが、まちづくりのルールといわれている「自治基本条例」。三芳町でも住民による学び合いや検討が始まっています。

自治基本条例とは

まちづくりの基本原則や行政運営のルール等を定めたもので、制定している多くの自治体では、条例の中で最高規範性を持つものとして位置付けられ



ています。現在、全国約300の自治体で制定されています。

三芳町の状況

現在三芳町では、(仮称)自治基本条例検討町民会議を立ち上げ、三芳町における自治基本条例について検討を進めています。5月7月までワークショップにより、三芳町の現状や将来像、そしてその課題を解消するために何が必要かということを議論してきました。今後は分科会に分かれ、テーマ別に条例について研究し、検討していく予定です。

自治基本条例は必要か

検討を続けた結果、「三芳町には自治基本条例は必要ない」という選択も十分考えられます。しかし、地方分権

が進んで自治体の自立運営が求められる、全国で自治基本条例検討の動きがみられる中で、その有効性を住民自身が研究・検討することは、とても大切なことです。(仮称)自治基本条例検討町民会議は、制定済みの「協働のまちづくり条例」や「議会基本条例」「総合振興計画」などの基本的なまちの仕組みについて学ぶ機会にもなっています。

アンケートの結果

平成25年2月から3月にかけて、自治基本条例検討準備会が実施した「自治基本条例アンケート」の結果がまとまりました。無作為で抽出した18歳以上の町内在住者1000人のうち、387人から回答がありました。町民会議では、アンケート結果を検討に反映させながら作業を進めていきます。アンケート結果の報告書については、町ホームページをご覧ください。

行政区・自治会に加入を

自治安心課自治協働係 内線 268

暮らしている地域にもっと目を向けてみませんか？自分が住む地域を知ることは、災害など、いざという時に、避難場所を瞬時に思い浮かべられるなど冷静な対応にも繋がります。

また、地域の人とのつながりを持つことも大切なことです。地域には様々な経験や知恵、技術を持った人がたくさん暮らしており、交流をすることで新たな発見や暮らしに役立つ情報も得ることができます。こうしたつながりを持つことで日々の暮らしに「安心」が生まれます。

地域を知る・地域とつながるためには、行政区・自治会に加入することが一番有効です。日頃から地域の行事や活動に参加するなど、行政区、自治会に加入して、地域の人と絆を深め一緒に安全で活力のある住みよいまちづくりを進めましょう。

◆行政区・自治会とは

行政区・自治会は同じ地域に住む、身近な地域コミュニティ組織です。町は行政区とのパートナーシップによりまちづくりを進めています。

種類	活動内容
防犯・交通安全	地域防犯パトロール、交通安全運動、青色防犯パトロールカーの運行、防犯灯の点検等
防災	防災訓練や研修、要援護者の避難支援等
交流・親睦	盆踊りや夏祭り、体育祭や運動会、各種交流行事の実施・参加
情報発信	行政情報やコミュニティ・生活情報の回覧・配布
環境美化	公園や道路の清掃活動、花の植栽等
福祉・子ども	高齢者の見守り、敬老会、子ども会行事

◆行政区・自治会の活動

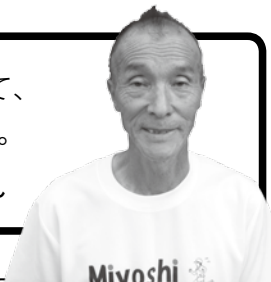
町と住民のパイプ役を担い、防災や防犯、福祉・子ども育成、交流・親睦などの活動を実施しています。各行政区では地域の特性を生かしながら住民同士の、安心・元気なコミュニティネットワークを形成しています。

◆行政区・自治会等に加入するには……

各行政区の区長・副区長に自治会名等を確認し、加入ください。各行政区は町ホームページで確認できます。

みんなが行政区に加入して、元気なまちにしたいですね。

区長会長 日下部辰男さん



まちづくり懇話会概要報告

政策推進室政策推進係 内線 422～424

住民の皆さんの声を、町の政策形成に反映させるため、6月に4回、行政区単位でまちづくり懇話会を開催し、563人が参加。今年度は、町からの情報発信として「脱財政硬直化宣言」・「地域の公共交通」・「自治基本条例」などについて町長から説明をし、その後、各行政区からの質問事項の回答を行い、さらに当日の参加者からの自由な意見交換の場も設け懇話会は進められました。寄せられた意見は、右の表のとおりであり、今後のまちづくりへ活かされ、町の政策形成に反映させていきます。詳細を町ホームページで公開しているほか、資料を政策推進室でご覧いただけます。

テーマ	意見・提案(抜粋)	件数(件)
道路・交通	公共交通、歩道や道路の整備・舗装・管理等	47
まちづくり全般	脱財政硬直化宣言、スマートIC、町長への要望等	29
自治・防犯・防災	自治基本条例、自治会加入、区長会・区長の役割、交通安全対策等	25
健康・福祉	ふれあいセンター、福祉バス券、ぬくもり入浴券等	23
自然・公園	公園の整備・利用方法、ドッグランの設置等	13
教育・文化	(仮称)地域拠点施設(学校給食センター併設)、公民館使用料等	11
都市計画	土地区画整理事業、都市計画道路等	9
環境	不法投棄、ゴミの分別方法、害虫駆除等	8
産業・観光	企業誘致について	3
上下水道	江川の暗渠化について	1

(仮称)自治基本条例検討町民会議に参加してみませんか？

今年4月から(仮称)自治基本条例検討町民会議が始まりました。誰もが暮らしやすい町にするため、まちづくりのルールを一緒に考えてみませんか。

- ▶対象者…町内在住・在勤・在学の18歳以上の人でまちづくりに関心のある人。
- ▶募集人数…制限なし。▶報酬等…ありません。
- ▶募集期間…随時募集しています。
- ▶申込方法…町ホームページから応募用紙に必要事項を記入しメールまたはFAX(049-274-1053)で自治安心課に提出。chiiki@town.saitama-miyoshi.lg.jp

今後の町民会議の日程

次回 9月25日(水)

時間は19:00～20:30。原則月1回、町民会議を開催しています。場所については応募後に連絡します。